

令和2年度における下野市議会基本条例及び議会改革の検証について

1. はじめに

下野市議会は平成25年10月に施行された市議会の最高規範である下野市議会基本条例に基づき議会運営に取り組むとともに、議会改革を積極的に推進してきました。

そして、平成30年5月の改選後に、新たな体制で活動を開始した中で、議会活性化特別委員会を設置し、議長から諮問された課題等を検討してきました。

このたび、議会基本条例と併せて議会改革の検証も行いました。議会改革を「情報公開」、「住民参加」、「議会機能強化」の3つの視点から検証し、検証を進める中で新たに発見された課題を改善する取組を継続的に進めてまいります。

ここでは、議会基本条例に基づく2年間の活動を振り返り、議員全員が検証シートによる検証作業を行い、それらを議会運営委員会において議会基本条例の検証及び結果、今後の取組と併せて議会改革の検証としてまとめました。

本市議会では、不断の議会改革を推し進める中、現時点での改革の進捗を検証し、次期への課題を明確化することで、議会活動の更なる進化を図り、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会の実現を目指してまいります。

2. 検証方法

下野市議会基本条例の検証に関する実施要領を定め、要領に基づき検証を行いました。

3. 検証結果

議会基本条例の条項ごとに、取り組みの評価と議会改革の検証を行いました。

なお、協議の結果、第3条議員の活動原則、第18条議員定数、第19条議員報酬及び第21条議会及び議員の責務については、今回の検証対象外としました。

検証を行った条項について下線を付け、四角の枠内に検証内容を記載しました。

(目的)

第1条 この条例は、分権時代にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して暮らし、幸せを実感できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

○実施・評価内容

- ・議会活性化特別委員会を設置し、恒常的に議会改革に向けて検討した。その際、早めの資料配布により事前に研究することができた。
- ・議会基本条例を根拠として、これまで以上に充実した議会活動ができた。

○課題

- ・ 討議をとおして、より活性化に努めるべき。

○今後の取組

- ・ 課題を見出し、議員間討議を重ねて政策提言をまとめる。
- ・ 目的に掲げた市民の幸福感の実現度をどのように検証するのか。

○議会改革の検証

- ・ 情報公開として、会議録検索システムが整備され、委員会概要録も公表されるほか、常任委員会等の会議開催情報がホームページや庁舎入口のデジタルサイネージに掲示される。また、意見交換会でも審査経過を報告している。

達成度	A	改正の有無	現行どおり
-----	---	-------	-------

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。
- (2) 公平性、透明性等を確保し、民主的な議会運営に努めること。
- (3) 広く市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、政策提言及び政策立案の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (6) 継続的かつ持続的に議会改革の推進に取り組むこと。

○実施・評価内容

- ・ 「地域公共交通のあり方」については、討議を経て要望書を執行部に提出した。
- ・ 政策形成基本フロー図を作成し、政策提言の手順が明確になった。
- ・ 令和2年第1回定例会において議員提案による「かんぴょう条例」を制定した。
- ・ 市長施政方針や新年度予算に関する資料を議員に事前配布した。
- ・ 委員会概要録調製を迅速に行い、情報公開にも努めている。
- ・ 議会活性化特別委員会では議長からの諮問事項5項目について検討した。4項目を中間報告し、引き続き、政務活動費について検討している。

○課題

- ・ 会議における討論や議員間討議が充実ではない。
- ・ 政策提言や立案など政策形成能力を強化するべき。

○今後の取組み

- ・ 討論や議員間討議の充実を図る。
- ・ 政策形成能力を高め、市民にとって有益な政策条例提案を検討する。
- ・ 医療、健康関連条例の制定に向けた研究を進める。
- ・ 市政運営評価マニュアルについて研究を進める。
- ・ 市に提出した要望結果について説明を求める。
- ・ 本会議のライブ中継や会議に関する事前情報の提供拡大について検討する。

○ 議会改革の検証

- ・ 情報公開として、ホームページや議会だよりに掲載している。
- ・ 議会機能強化として、政策形成基本フローに基づく政策提案により住民福祉向上が期待できる。

達成度

B

改正の有無

現行どおり

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 下野市議会議員政治倫理条例（平成19年下野市条例第17号）をはじめ、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとること。
- (2) 議員としての資質の向上を目指し、日常の研さんに努めること。
- (3) 市民意見を的確に把握し、十分な検討判断の上、市政にいかすこと。
- (4) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表としての利害にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。

検証対象外

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

○ 実施・評価内容

- ・ 平成30年5月に会派制を導入し、会派ごとに研究会の開催等をしている。
- ・ 平成30年第3回定例会から年2回、会派代表質問が行われ、活性化につながる。
- ・ 会派内で協議を重ねて代表質問や活動を深める研究をする。
- ・ 1会派では、市民との意見交換会を年1回開催している。
- ・ 2会派にて「かんぴょう条例」案を取りまとめ、全会一致で制定された。
- ・ 会派代表者会議の開催により、議会運営が円滑に進められている。

○ 課題

- ・会派及び会派に属さない議員間で公平な議会運営が行われるよう、意見交換や連絡調整が必要。

○今後の取組み

- ・会派の目標を立て、会派活動の意味も含めて達成できたかを市民に説明する。
- ・会派で進める施策を研究する段階で、他の会派へも参加を促す。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、ホームページや議会だよりに会派制導入を紹介した。会派による議会報告会を開催した。
- ・住民参加として、かんぴょう条例案作成に際し関係者と意見交換を行った。
- ・議会機能強化として、会派代表質問の導入により議会が活性化した。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表し、透明性を高め、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び常任委員会の会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。

○実施・評価内容

- ・議会だより第50号から、次回定例会会期内の予定日程を掲載した。
- ・ホームページに年間の定例会予定、会期中の委員会審議日程速報や請願、陳情の日程、内容を掲載した。
- ・議会だよりモニターを導入した。
- ・請願審査時に参考人制度を活用し、委員会審査を行った。
- ・第2回、第3回中学生議会と第2回、第3回議場コンサートを開催した。
- ・乳幼児連れでも傍聴することができ、庁舎1階に授乳室も整備した。

○課題

- ・YouTube やホームページの閲覧回数が少ない。
- ・本会議、常任委員会のライブ中継を検討する。
- ・ホームページに掲載する各会議日程の充実を求める。
- ・常任委員会でも市民傍聴者数を増やす方策を検討する。
- ・一般質問の傍聴者に対する資料が少ない。
- ・議会に関心が無い市民に関心を持たせる方策を検討すべき。

○今後の取組み

- ・議会の中継について引き続き検討する。
- ・会議開催情報は、FMゆうがおの利活用も含めて対応する。
- ・先進事例を参考に本市議会に合った制度の導入を研究する。
（例）議会モニター制度、議会サポーター制度、傍聴経験者座談会
- ・中学生議会の模様を全生徒が視聴できるように検討する。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、会議開催予定の周知を進めた。
- ・正副議長選挙の所信表明を議場で実施することで、傍聴が可能となった。
- ・閲覧資料の配置を進めた。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・意見交換に重きを置き常任委員会毎に班分けして意見交換した。年2回開催。
- ・意見交換会で出された市民意見を執行部提出案件と議会对応案件に分け、必要と思われる件は執行部に要望書を提出した。
- ・市民意見を基に勉強会を開催した「国民健康保険税」、「とちぎの都市づくり」。

○課題

- ・意見交換会の時間が短い、隣の班の声が気になる等へ改善策を講じたが不十分。
- ・市民意見への対応をもっと早くし、ホームページで公開すべき。
- ・開催方法の検討が必要。

○今後の取組み

- ・意見交換会で得た市民意見を政策形成基本フローに基づき迅速に対応する。
- ・議会報告資料の作成方法を検討する。
- ・意見交換会時のアンケート調査方法を検討する。①内容を精査し議会基本条例や議会改革に関する項目の追加等。②回答期間を設けて後日提出等。
- ・出前報告会や高校生、大学生との意見交換など、幅広い意見聴取方法を検討する。

○議員改革の検証

- ・住民参加として、意見交換会では市民と議員が直接意見交換をするので、距離が縮まり意見を言いやすくなった。
- ・議会機能強化として、政策形成基本フローを基に市民意見に対処する手順が分かりやすくなった。

・市民意見を執行部に要望するものと議会で調査研究するものに分類した。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(市長等との関係の基本原則)

第7条 議会審議における議員と市長等とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との間の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

(3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等は文書により回答するものとする。

2 前項第3号の文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・第1回及び第3回定例会で会派代表質問を実施した。
- ・市長の施政方針、所信表明の資料を議員に事前配布し、一般質問を行った。
- ・総括質疑通告制の導入により、執行部の答弁がより明確になった。

○課題

- ・一問一答方式の理解が不足しているとみられることがある。
- ・執行部による質問・質疑への趣旨確認のための発言はもっと行うべきである。

○今後の取組み

- ・事前通告までの時間を検討する。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(政策の形成過程の説明及び審議)

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 下野市総合計画との整合性
- (3) 類似する政策との比較検討
- (4) 検討過程における市民参加の状況
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。

○実施・評価内容

- ・ 公金詐取事件に係る損害金回収状況を公開した。
- ・ 個別の「基本計画」・「実施計画」を基に説明を受けた。
- ・ 各委員会にて、政策形成の過程と予算審査時の参考資料が提出されている。

○課題

- ・ 予算編成方針におけるバランス予算の指標が明確ではない。
- ・ 予算編成方針の早期の説明と公表を求める。
- ・ 長期健全化計画改正時の周知が充分ではない。
- ・ 予算委員会の設置を検討する。

○今後の取組み

- ・ 引き続き、計画的かつ透明性の高い市政であるのかをチェックする。
- ・ 健全財政の推移について学習する。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、下野市総合計画基本構想及び基本計画に関することとし、この市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

○実施・評価内容

- ・ この2年間には、本条に基づく議決対象事案はなかった。

達成度

—

改正の有無

現行どおり

(討議の原則)

第10条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間の討議を行うものとする。

○実施・評価内容

- ・ 議員全員協議会での討議を経て「地域公共交通に関する要望書」を提出した。
- ・ 常任委員会や議会活性化特別委員会では活発な意見交換や討議が行われた。

○課題

- ・ 議員全員協議会で行う討議時間が、まだ不足気味である。

- ・委員会では意見を述べるだけに終わる傾向があり、より活発な討議を行いたい。
- 今後の取組み
- ・自由討議に関する学習会や先進地視察を検討する。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(調査及び政策立案)

第11条 議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用するものとする。

2 議会は、地方自治法第115条の2に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用するものとする。

3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができる。

○実施・評価内容

- ・自治医科大学看護学部長による研修「下野市の健康に関する現状と課題」
- ・市職員による研修「認知症サポーター養成講座」、「地域包括システム」
- ・専門業者による研修「下水道事業の地方公営企業会計移行」、「タブレット操作」
- ・市民意見をより深く理解するため、県職員による勉強会「とちぎの都市づくり」、市職員による勉強会「国民健康保険税」
- ・農研機構、ジーンバンク他、小山広域保衛生組合リサイクルセンター、そなエリア東京への研修を実施した。
- ・先進地視察に関係部課長が同行することで情報共有と政策検討が円滑になった。
- ・議会活性化特別委員会を設置し、議長から受けた諮問事項を調査した。

○課題

- ・行政視察で得た結果を政策に反映させるため、課題に合う職員の参加が必要。
- ・調査研究が政策立案に結び付かない。

○今後の取組み

- ・調査した結果を執行部と意見交換して政策に反映させる。
- ・事案に特化した調査研究を深めるため、政策研究グループの設置を検討する。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、行政視察の結果を本会議で報告しホームページ、議会だよりで公表した。

達成度	A
-----	---

改正の有無	現行どおり
-------	-------

(委員会の運営)

第12条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の意見の聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。

3 委員会は、市民との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとする。

4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとする。

○実施・評価内容

- ・政策形成基本フローを作成したことにより、政策提案の手順が明確になった。
- ・行政視察の結果を受けて、教育委員会で「下野市新聞の日」事業を実現した。
- ・委員会が企画した研修を議員全員参加に拡大し開催した。
- ・経済建設常任委員会にて新型コロナウイルス感染拡大による対策として、中小零細企業に対する支援策を提言した。
- ・常任委員会が継続調査した内容を会派が引継ぎ、かんばん条例を制定した。
条例案作成に当たり議員全員で生産者、JA、流通業者と意見交換を行った。
- ・経済建設常任委員会は坪山工業団地会会員と障がい者雇用の現状と課題について意見交換会を開催した。
- ・教育福祉常任委員会は民営化後の薬師寺保育園保護者との意見交換を行った。

○課題

- ・調査研究テーマの設定に計画性・継続性を持たせることが必要となる。
- ・市民団体の意見交換の日程や場の設定が難しい。
- ・多種多様な団体を把握する必要がある。

○今後の取組み

- ・常任委員会の任期中の活動テーマを設定し、調査後には活動報告をする。
- ・各団体との意見交換を積極的に開催する。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、行政視察の結果を本会議で報告し、報告書をホームページ、議会だよりで公表している。
- ・住民参加として、子育て中の保護者など市民と身近に懇談することで、議会への信頼が得られ、意見を基に学習会や政策提言につながった件もある。
- ・議会機能強化として、市民から現場の状況を聞いた上で政策提案ができた。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修

の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

○実施・評価内容

- ・年間を通じた計画的な研修を実施した。
- ・市町村アカデミー議員研修会に任期中に全員が参加することとした。
- ・全国市議会議長会主催「全国研究フォーラム」に全員が参加した。
- ・研修開催「地域包括ケアシステム」、「下水道事業の地方公営企業会計移行」
- ・視察開催「農研機構・ジーンバンク他」、「小山広域保健衛生組合リサイクルセンター」、「そなエリア東京」、「大田原市議会のタブレット導入」
- ・常任委員会が企画した研修を議員全員に拡大して開催「下野市の健康に関する現状と課題」、「とちぎの都市づくり」
- ・市民と議員参加の講演会を開催した。平成30年度「ピンチはチャンスに」、令和元年度「水道事業の現状と課題」
- ・視察先よりも下野市の方が先進地であることが多い。
- ・水道事業に関する講演会は市民から有意義だったと好評であった。

○課題

- ・市民が積極的に参加する内容なのか。
- ・研修会や講演会により得た成果を市政に活かすための立案が課題となる。

○今後の取組み

- ・議会基本条例の内容も含めて、幅広い分野の研修を開催する。
- ・年間計画にはない研修案件は議会運営委員会で協議する。
- ・予算の確保も含め、引き続き各種セミナーへの参加を積極的に進める。
- ・講演会への市民の参加者増に努力し、議会及び市政への関心をより求める。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、好評だった水道事業に関する講演会の報告を議会だより及びホームページに掲載し、講演会資料もホームページに掲載した。
- ・住民参加として、講演会開催案内が十分ではなかったが、市民の参加が多かった。
- ・議会機能強化として、研修成果を議会・議員活動に活かすことができた。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会事務局)

第14条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・効率的な議会運営とペーパーレス化を目的としてタブレット導入を検討した。

- ・短期間で委員会概要録作成した。
- ・議員提要进行を作成し、議員全員へ配布した。
- ・他市との連携、議会への情報提供など、積極的な動きをみせている。

○課題

- ・タブレット導入に向けて環境整備及び習熟度を上げる。
- ・政策法務の専門性を高めるため、研修の充実や職員の増員が必要ではないか。

○今後の取組み

- ・タブレット導入に向けた講習会
- ・AIの活用を研究する。
- ・法務経験者へ相談しやすい環境整備を進める。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、ホームページの充実が図られた。
- ・議会機能強化として、事務局のサポートが万全であれば議会機能も強化される。また、タブレット導入による効率化を図る。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会図書室の設置及び公開)

第15条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室の図書の充実に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・市民に開放し、その場で書籍を使った研究ができる。
- ・常に購入図書のリクエストを募集し、新入荷本を議員控室で閲覧に供した。
- ・地方自治関係の月刊誌が充実した。

○課題

- ・図書室の位置が事務室から見えにくいいため、市民利用を進めにくい。
- ・市民の利用が少ない。

○今後の取組み

- ・図書目録を作成する。
- ・市民の利用向上のPRを図る。
- ・蔵書の利用促進を図る。

○議会改革の検証

- ・議会機能強化として、議員が求める政策が掲載されている図書を充実させているため、職員も効果的な利用拡大ができる。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会広報の充実)

第16条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

○実施・評価内容

- ・議会だよりモニター制度を導入し市民の意見を取り入れた。モニターの意見や視察の結果を基に内容の充実が図られ、読みやすい紙面になった。
- ・縦書きを横書きに、右綴じを左綴じに変更し、平易な文章を使い読み易くした。
- ・議会だより編集委員会で企画した講習会を、議員全員を対象に拡大し開催「魅力的な広報紙を作成するヒント」。
- ・表紙に市内在住写真家による写真を採用した。

○課題

- ・ホームページ等の充実を図る。

○今後の取組み

- ・手にとってもらいやすいような議会広報を目指す。
- ・ホームページの充実を図る。
- ・FMゆうがおの利活用を検討する。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、議会だよりが充実した。
- ・議会機能強化として、議会だよりモニターを導入した。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(危機管理)

第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

3 議会における危機管理体制に関し必要な事項は、別に定める。

○実施・評価内容

- ・令和元年東日本台風による災害時に、議会災害対策支援本部を設置し、被害状況の情報交換及び協議を行った。また、議員が地元で得た情報を提供した。

- ・早期に被害状況の報告を受け、補正予算を含め現場の緊急対応を求めた。

○課題

- ・災害時に議員はどのように対応すべきかを再確認する必要がある。
- ・災害時の連絡体制及び議員間の伝達等を充実する必要がある。
- ・感染症等の対応を研究する必要がある。

○今後の取組み

- ・感染症対策について議会の対応を検討する。
- ・タブレット導入に伴い、議員相互や事務局との連絡体制の充実を図る。

○議会改革の検証

- ・議会機能強化として、各議員からの情報を事務局にまとめることで、市の災害対応活動を妨げることなく情報提供と改善策の要望ができた。

達成度	A	改正の有無	現行どおり
-----	---	-------	-------

(議員定数)

第18条 議員定数は、下野市議会議員定数条例（平成21年下野市条例第30号）で定める。

2 議員提案による議員定数の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

検証対象外

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年下野市条例第43号）で定める。

2 議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

検証対象外

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

○実施・評価内容

- ・初当選議員同士で議会基本条例に関する勉強会を開催した。
- ・下野市議会議員提要を作成し、議員全員に配布した。

○課題

- ・議会基本条例の理解を深めるため、逐条解説の配付を検討する。

○今後の取組み

- ・勉強会を開催する。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

検証対象外

(検証及び見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

○実施・評価内容

- ・検証に関する実施要領及び検証シート作成した。
- ・議員全員が2年毎(常任委員会改組前)に検証を実施し、議会運営委員会でとりまとめることとした。また、検証結果により活動を分析し、議会改革及び議会活動の向上に努めた。
- ・検証作業を通して条例の理解が深まった。

○課題

- ・検証シート記入の簡略化が必要となる。

○今後の取組み

- ・先進事例をもとに、市民議会モニター、学識者等アドバイザーなど第三者からの意見聴取を検討する。
- ・条例の検証を行い、活動の向上に努力する。

○議会改革の検証

- ・情報公開として、検証結果をホームページや議会だよりに掲載し、報告会で公表。
- ・議会機能強化として、検証シートの記入は逐条的に振り返ることができる。

達成度

A

改正の有無

現行どおり

○下野市議会基本条例の検証に関する実施要領

1. 趣旨

本要領は、議会基本条例第22条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の取り扱いについて定める。なお、議会改革の取り組みについて「情報公開」、「住民参加」、「議会機能強化」の3つの視点から併せて検証を行う。

2. 検証体制

- (1) 議会運営委員会において検証を行う。議長及び副議長はオブザーバーとして参加する。
- (2) 議員全員が検証シートに記載し、これを議会運営委員会が取りまとめる。

3. 検証作業の進め方

- (1) 検証対象とする条項を検討する（令和元年度は議会活性化特別委員会で検討）。
- (2) 評価に際しては検証の内容や理由等を記載する。
- (3) 達成度の評価は、下記の達成基準により3段階で評価する。

【達成基準】

- | | | |
|--------|-----|--------------------------|
| A：達成 | ……… | 当該条項は、概ね（8割程度）目的を達した。 |
| B：一部達成 | … | 当該条項は、概ね（5割程度）目的を達した。 |
| C：未達成 | ……… | 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下） |

- (4) 改正の有無は、下記の改正基準により3段階で評価する。

【改正基準】

- | | | |
|------|-----|--------------------|
| A：現行 | ……… | 当該条項は、現行どおり。 |
| B：改善 | ……… | 当該条項は、現行のまま改善を要する。 |
| C：改正 | ……… | 当該条項は、改正を要する。 |

4. 検証結果の取り扱いについて

(1) 市民への報告

検証結果は、議会ホームページや議会だよりへ掲載する。また、議会報告会等において報告する。

(2) 議会への報告

議会運営委員会は、議長に対して検証結果報告を提出する。また、議員に対しては議員全員協議会において報告する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、検証に関し必要な事項は議会運営委員会で定める。